



マイクロ波誘導結合大気圧プラズマ
発光分光分析装置のリース

仕様書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
TRP 廃止措置技術開発部 分析課

仕 様 書

1. 件名

マイクロ波誘導結合大気圧プラズマ発光分光分析装置のリース

2. 概要

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 TRP 廃止措置技術開発部 分析課（以下、「原子力機構」という）では、「高レベル放射性廃液中の難分析長寿命核種のインベントリ評価に関する研究」（電力共通研究）の一環として、高レベル放射性廃液(HAW)及びガラス固化体の処分評価上の難分析核種の分析に向けた検討を実施する。これに伴い、分析課所有のグローブボックス内に搬入可能なマイクロ波誘導結合大気圧プラズマ発光分光分析装置をリースにより取得し、放射性試料中の金属元素の分析データ採取に活用する。

3. 契約範囲内

- (1) マイクロ波誘導結合大気圧プラズマ発光分光分析装置（詳細は7項に記載） …… 1式
- (2) 梱包・輸送 …… 1式

4. 契約範囲外

3項の契約範囲内に記載なきもの。

5. 支給物件・貸与物件

なし

6. 一般仕様

6.1 リース期間

令和7年5月1日～令和8年3月31日
物件納入期限：令和7年4月30日まで

6.2 納入場所及び方法

6.2.1 納入場所

茨城県那珂郡東海村村松 4-33
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
TRP 廃止措置技術開発部 分析所

6.2.2 納入方法

持込渡しとする。

6.3 保証

本仕様書の記載事項を保証すること。

6.4 検収条件

7.6項の検査の合格及び提出図書の完納をもって検収とする。

6.5 提出図書類

6.5.1 提出図書類

	項 目	提出部数	提出期限	確認
(1)	検査要領書	2 部 (返却用含む)	検査開始 1 週間前	要
(2)	検査報告書	2 部 (返却用含む)	検査後速やかに	要
(3)	原子力機構が必要とした書類	1 部	必要の都度	—

6.5.2 提出図書に関する注意事項

提出図書には、契約件名、契約番号、図書名、提出日、受注者名を記述すること。

6.6 適用法令、規格、技術基準等

本仕様書に適用する国内法令、規格、技術基準等は、最新版を適用すること。

6.7 産業財産権等

該当なし（本件は、市販品のリースであるため）

6.8 機密の保持

受注者は、本件を実施するにあたり知り得たすべての情報を機密扱いとし、その保護に努めること。

6.9 安全管理

該当なし（本件は、市販品のリースであるため）

6.10 緊急時の対応、異常時の対応

該当なし（本件は、市販品のリースであるため）

6.11 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。また、決定事項は、議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理すること。

6.12 受注者の責任と義務

6.12.1 受注者の責任

受注者が下請業者を使用する場合は、事前に原子力機構の承認を受けること。受注者が使用する下請業者（材料等の購入先、役務の提供先を含む）が負うべき責任といえども、その責任はすべて受注者が負うこと。受注者は、本契約において原子力機構が要求するすべての事項の責任を負い、本仕様書の要求に合致した完全なものを、納期までに原子力機構に引き渡すこと。

6.12.2 受注者の義務

- (1) 受注者は、機構が監査のために受注者並びにその下請業者等の事業所等に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。
- (2) 受注者は、購買装置の維持・管理、運用に必要な以下に示す技術情報を提供すること。
 - ① 製品の受け渡し後に新たに発見した製品の運用上の注意事項や知見
 - ② 取扱説明書にない操作により不適合が発生した場合または発生の可能性がある場合の予防処置のために必要な知見・情報
- (3) 受注者は、機構の要求により、必要に応じて調達品受領時における調達要求事項への適用状況を記録した文書を提出すること。

6.13 渉外事項

該当なし（本件は、市販品のリースであるため）

6.14 品質保証

- (1) 品質保証計画書（または品質マニュアル）の提出は不要とする。
- (2) 受注者は、原子力機構の「再処理施設品質マネジメント計画書」に基づき実施する品質保証活動に協力しなければならない。

6.15 不適合の報告及び処理

受注者は、本契約に係る不適合が発生した場合、その内容及び処置案等を速やかに原子力機構に報告すること。処置案については、原子力機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。

6.16 安全文化を醸成するための活動

受注者は、当該品が原子力施設に納品、使用するものであることの重要性を十分認識し、関係者にその意識を醸成するための啓もう、教育を行うことにより、法令

等の遵守、ヒューマンエラーの発生防止等の安全活動に努め、品質を確実に確保すること。

6.17 下請業者の管理

- (1) 下請業者を使用する場合は、下請業者のリストを原子力機構に提出し、確認を得ること。
- (2) 下請業者の選定にあたっては、技術力、品質管理能力を評価した上で選定すること。
- (3) 下請業者を変更する場合は、事前に原子力機構の確認を得ること。
- (4) 使用する下請業者に契約要求事項等を十分に周知すること。また、下請業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、下請業者を使用した故に生ずる不適合を防止すること。

6.18 グリーン購入法の推進

グリーン購入法に適合する物品が発生する場合は、それを採用すること。

6.19 撤去品、産業廃棄物の処分

該当なし（本件は、市販品のリースであるため）

6.20 電子データ流出防止

受注者は、本件を実施するために原子力機構より提出されたすべての文書及び電子データ並びに受注者が取扱うすべての文書及び電子データが第三者に流出することを防止し、その保護に努めること。また、これらの電子データを扱うパソコン等については、ウイニー等のファイル交換ソフトのインストールを禁止し、受注者の責任において情報管理を徹底すること。万一、これらのソフトのインストールによりデータが外部へ流出した場合は、受注者はその損害に対して全ての責任を負うこと。

7. 技術仕様

7.1 一般仕様

リースする分析装置は、分析課所有の小型グローブボックス内で放射性試料中の金属元素の濃度分析に使用する。

- (1) リースする装置は、Radom社製MICAPTM-OES1000相当（下記参照）のマイクロ波誘導結合大気圧プラズマ発光分光分析装置とすること。
 - ・ 検出部（発光部）と分光部が分割でき、これらの信号授受を光ファイバーで行えること。
 - ・ 検出部（発光部）のサイズは、グローブボックス内への搬入が可能な縦61cm、横40cm、奥行35cm以下であること。
 - ・ AC200V電源で動作すること。

- ・測定可能な波長範囲が194-625nm以上であること。
 - ・マルチチャンネル分光器を搭載していること。
 - ・使用するガスは、窒素、アルゴン、エアのみであること。
 - ・構造がシンプル且つメンテナンス性に優れること。
- (2) リース開始日までに当該装置を納入・設置すること。

7.2 設計

該当なし（本件は、市販品のリースであるため）

7.3 製作・据付作業における特殊工程の管理

該当なし（本件は、市販品のリースであるため）

7.4 梱包・輸送

梱包及び輸送は、受注者の責任で行うものとし、輸送時及び現地搬入時において破損、故障が生じた場合は、受注者の責任において交換を行うこと。受注者は、輸送車両への積み込み、輸送及び荷卸し等の過程において、製品への損傷を防止できる梱包及び輸送方式を採用すること。

7.5 現地据付、調整、取り合い(現地工事)

該当なし（本件は、単独で動作する市販品のリースであるため）

7.6 検査

7.6.1 一般的要求事項

- (1) 事前に作成した検査要領書に従って検査を実施すること。
- (2) 検査を実施する者は、本件に係る必要な知識、技能、経験を有していること。また、原子力機構は、あらゆる検査に立会う権利を有するものとする。

7.6.2 技術的要求事項

- (1) 受注者は、検査場所、立会検査の有無、検査項目・方法・合否判定基準、記録項目等を考慮した検査要領書を作成し、原子力機構の確認を得ること。
- (2) 納品時に原子力機構立ち会いの下、以下の検査を実施する。
 - ① 員数検査

検査方法：3項に記載する員数であることを確認する。

判定：仕様書通りの員数であること。
 - ② 外観検査

検査方法：目視にて納品物に有害な傷、破損のないことを確認する。

判定：性能を損なうような有害な傷、破損のないこと。

③ 作動検査

検査方法：納品された装置が正常に作動（起動、測定、終了等）することを確認する。

判定：当該装置が正常に作動すること。

④ 性能検査

検査方法：標準試料を測定し、メーカー基準の測定精度を担保していることを確認する。

判定：メーカー基準の測定精度を担保していること。

(3) 受注者は、検査要領書に従って検査を実施し、その結果を検査報告書に記載の上、提出すること。

7.7 添付資料

なし

以上